

半田市DV対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定するものをいう。）及び交際相手等からの暴力（男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）にあるものをいう。）、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）について、庁内及び庁外の関係機関が連携して未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、半田市DV対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (2) DVの防止及び被害者の保護に係る情報の共有化に関すること。
- (3) DVの防止及び被害者の保護のために必要な広報及び啓発活動に関すること。
- (4) 被害者に対する具体的な支援に関すること。
- (5) その他DV防止及び被害者の保護に関し連絡会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子育て相談課長をもって充てる。
- 3 連絡会議は、別表に掲げる関係機関をもって組織し、当該関係機関の長又は当該関係機関の長が指定する職員が出席する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、連絡会議を総括し、会議の議長となる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、子ども未来部子育て相談課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

愛知県半田警察署生活安全課

（愛知県知多福祉相談センター）

- ・愛知県女性相談センター知多駐在室
- ・愛知県知多児童・障害者相談センター
（半田市社会福祉協議会）
- ・半田市包括支援センター
- ・半田市障がい者相談支援センター

（半田市）

- ・企画部市民協働課
- ・市民経済部市民課
- ・福祉部地域福祉課
- ・福祉部生活援護課
- ・福祉部高齢介護課
- ・福祉部国保年金課
- ・子ども未来部子ども育成課
- ・子ども未来部子育て相談課
- ・子ども未来部幼児保育課
- ・建設部建築課
- ・教育部学校教育課